

特別養護老人ホーム整備事業者再公募概要について

平成 31 年 2 月より行った整備事業者の公募において、応募が募集規模に満たなかったため、再公募を行います。

◆募集概要◆

募集区分	民有地活用	
施設種別	特別養護老人ホーム (広域型・定員 10 人以上の増築含む)	地域密着型特別養護老人ホーム (サテライト型居住施設を含む)
整備年度	3 年度 着工・出来高 60% 4 年度 しゅん工	2 年度 着工・出来高 5% 3 年度 しゅん工
募集規模	定員 150 人分程度 (すでに行っている公募の選定数により、定員が増減する可能性があります)	
ショートステイの設置	任意とします。ただし、広域型特別養護老人ホームで併設型ショートステイを設置しない場合は、空床型ショートステイの設置を条件とします。	
対象者	社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 22 条に規定する社会福祉法人 (新規設立法人も含む) (地域密着型特別養護老人ホームはオーナー型による整備も対象とします)	
留意事項	<p>① 特別養護老人ホーム (広域型) は「建設の手引き-民有地活用 (広域型)-」を、地域密着型特別養護老人ホーム (サテライト型居住施設含む) は「建設の手引き-民有地活用 (地域密着型)-」を、使用してください。</p> <p>② 緑区、泉区は募集対象外とします。ただし、地域密着型特別養護老人ホームに限っては全区を募集対象とします。</p> <p>③ サテライト型居住施設の本体施設は、特別養護老人ホームとします。</p> <p>④ 借地方式も含め、特に整備の進んでいない区及び市街地での建設を検討してください。</p> <p>⑤ 土砂災害警戒区域等、災害の恐れがある場合は安全性を十分確保してください。</p> <p>⑥ 市街化調整区域に建設する場合の条件</p> <p>(1) 横浜市開発審査会提案基準 (第 20 号) に該当することが必要です。</p> <p>(2) 事業計画によっては、横浜市土地利用総合調整会議 (旧横浜市開発調整会議) に付議する必要がありますので、下記問合せ先へ要否を確認してください。</p> <p>【横浜市土地利用総合調整会議の問合せ先】 建築局企画課 電話 : 045(671)3655、FAX : 045(664)7707</p>	
その他	<p>① 整備に関する業者選定及び契約手続き等については、「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」に基づき行うことを条件とします。</p> <p>② 選定後であっても、横浜市補助金が予算化されない場合は、事業の遅れや、当初予定された補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。</p>	
募集締切 (厳守)	令和元年 12 月 20 日 (金) 午後 5 時 15 分 ※ 締切後の提出や添付書類に不備がある事業計画書は受け付けません。	
事前相談	応募を検討されている場合は、必ず事前に健康福祉局高齢施設課 (045-671-4119) までご連絡ください。	
応募方法	事業計画書の提出前に必ず健康福祉局高齢施設課 (045-671-4119) と事前相談を行ってください。 なお、応募を検討されている場合は、仮申請書の提出にご協力をお願いします。仮申請書は令和元年 9 月 20 日 (金) までに E メール又は FAX で健康福祉局高齢施設課までご提出ください。 ※「建設の手引き」「事業計画書」「仮申請書様式」は、下記の URL からダウンロードできます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/tokuyourouken.html	
応募先	横浜市中区港町 1-1 横浜市健康福祉局高齢施設課 施設整備係 電話 : 045 (671) 4119 FAX : 045 (641) 6408 E-mail : kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp	